

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第三十三卷 (第三號)

昭和九年五月一日發行

論叢

相續税と登録税との交錯……………法學博士 神戸正雄
 節約の矛盾について……………文學博士 高田保馬
 人口稠密の原因觀……………法學博士 財部靜治

時論

日蘭會商の諸問題……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

北海道練定置漁業に於ける漁場動員……………經濟學士 岡本清造
 相續税の本質……………經濟學士 三谷道麿
 リカルドオの比較生産費說について……………經濟學士 朴克采
 景氣觀測について……………經濟學士 祭原光太郎

說苑

擴張再生産式について……………經濟學士 柴田敬
 肥前有田陶業の發達……………經濟學士 江頭恒治

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

肥前有田陶業の發達

江頭 恒治

一、緒言

今日吾々の日常生活に於て、陶器は缺ぐべからざる必需品となつて居るが、この陶器製造の技術が初めて我國に傳へられたのは何時頃であらうか。或は奈良朝時代であると云ひ、或は平安朝時代に之を求むるものもあるが、大體に於て鎌倉時代であると見て差支へなからう。次いで室町時代に入るに及んで、茶湯の流行と共に製陶技術は相當の進歩を遂ぐるに至つた。併しこの時代に至るまでの陶器の使用は一部階級に限られ一般庶民は依然として上古以來の土器を使用せしもの如くである。我國に於て製陶が盛に行はれ、一般庶民の間にも陶器の使用が浸潤するに至つたのは徳川時代に入つてからである。而して徳川時代の陶業勃興の端緒は、之を豊臣秀吉の朝鮮征伐に求むることが出

肥前有田陶業の發達

來る。朝鮮征伐に従軍した諸侯、就中西國の諸大名は歸陣に際して彼地の陶工を伴ひ來つて、それらの領國に於て陶窯を設けた。肥後の高田燒、豊後の上野燒、薩摩の壺屋燒、肥前の有田燒等はかくして起つた。之より以後製陶の技術は漸次進歩し、全國各地に陶業の勃興するもの漸く多きを加へたが、就中肥前の有田燒は、その品質の優秀と技術の巧緻とを以つて全國に秀で、享和年中尾張の瀬戸で磁器の製造を見るに至るまでは、我國唯一の白磁器製造地として其名を海内に擅にし、大阪に集る陶磁器類中の大部分は有田燒であつたと云はれて居る。²⁾

以下私はこの肥前有田に於ける陶磁業發達の跡を辿つて見たいと思ふが、それは主として徳川末期に至るまでに限られる。明治時代に入つて以後の技術の進歩經營形態並に企業組織の變化、製品及販路の變遷等も究明するべき興味ある問題ではあるが、今この小論のよくするところではない。茲では只本邦固有工業の一たる陶業が、如何なる事情によつて起り、如何なる經

1) 陶器小志 二頁。
2) 大阪市史、第二、六九六頁 第五、六六一頁。

路を経て、維新前如何なる點にまで到達してゐたかを、肥前有田の例によつて、殊にその經營形態に注目しつゝ考察せんとするに止る。

二、有田陶業發達の概況

肥前有田の陶業は既述の如くその端を朝鮮征伐に發してゐる。即ちこの役に従軍したる鍋島直茂が凱旋の際に多數の鮮人陶工を伴ひ來つて陶窯を開かしめたるに始る。これは一は藩主自身の需要に應ぜしめんがためであり、一は領内産業を奨励せんがためであつたと云はれてゐる。而して之等の陶工は、初め肥前の各所に散在し、幾度か陶土を求めて陶窯の位置を移したものの如くであるが、元和年中に至り有田泉山の白磁礦が發見されるに及び、續々として此地に集り來り、遂に有田を中心とする一帯の陶業地を出現せしむるに至つた。³⁾ 有田はもと街道筋を離れた山間の一寒村に過ぎなかつたが、寛文年中には既に赤繪町なる金績工の職場町すら現れ、⁴⁾「からうすをとめて聞かせよ時鳥」と、水

車の音絶ゆる時なき新興工業都市となつたのである。

藩主の自用品若くは進献用品を専ら製造する所謂藩窯は、初め有田郷内の岩谷川内に在つたが、寛文年間に同郷南川原に轉じ、次いで延寶三年に至つて伊萬郷里郷大川内に移轉することとなつた。製陶技術の外部に漏洩するを恐れて殊更に交通不便の僻陬に移したのである。之れ所謂大川内窯にして、その製品は鍋島焼の名稱を以つて呼ばれる。大川内窯は藩窯たる關係上特殊の機構を有してゐたが、之については既に他誌に於て論述したことがあるので、之には觸れず、茲には此大川内以外の一般民窯についてのみ述べることにする。

藩窯以外の陶窯は一般人の需要に應じて生産するもので、前記大川内以外は悉くこの民窯であつた。民窯については、當初は藩も別に製限を設けることもなく各人の隨意に營業するに委せてゐたが、後に至つては株仲間⁵⁾の制度を設けて營業戸數を制限し、また營業地域の限定をも行つた。⁶⁾ かくて特定地域に住する特定者のみが製陶に従事するを得ることとなり、彼等は藩

3) 史、三丁。史、三丁。

4) 史、六丁。史、六丁。

5) 史、佐賀藩。史、佐賀藩。

6) 史、四、五丁。史、四、五丁。

7) 史、四、五丁。史、四、五丁。

の保護の下に安じて其業に精勵した結果、技術的にも大いに進歩を示すに至つた。即ち正保の頃に酒井田柿右衛門出で、彩繪錦紋を現すの法を案出し、寛文年間には二代辻喜左衛門が極眞焼を發明する等、爾來幾多の名工輩出して殷賑を極めたのである。天明三年彼地に遊んだ古河古松軒は其著「西遊雜記」に於て「此國には所々に陶師有りて數品ある事なり。有田山にて焼出するを上品とし、日本中はいふに不及、中華までも渡る事にして、おびたゞしく焼出す事なり。」と云つて居る。此の如く徳川時代中期以後に至つては販路も漸く擴大し、全國的商品として大阪・江戸はもとより、朝鮮支那にまでも輸出するに至つたが、之等は總て有田を去る三里の地にある伊萬里港の間屋の手を経て廻送されたものである。かくて漸次隆盛に赴いた有田の陶業は、文政十一年の大火に依つて大打撃を蒙つたけれども、やがて亦復興し幕末に至つては再び隆盛に赴いた。されば有田・伊萬里等所謂皿山代官管内には豪富を積む者多く、佐賀藩に於ける唯一の商工業地帯として、

肥前有田陶業の發達

特異の地位を占めてゐた。天保十三年以降に於ける有名な鍋島閑叟の加地子・借金猶豫令及び土地分給政策によつて打撃を蒙つた者の此地方に特に多かつたことは此間の事情を物語つてゐる。⁸⁾

有田陶業の創立及び其後の經過は大略以上の如くであるが、以下私は更に此間に於ける發展狀態を更に生産・販賣の兩方面から觀察して見たいと思ふ。

4、生産狀態 陶器の生産には、原礦の採掘・粉砕・

水簸等の原料製造から、素地の製作、彩畫、焼成等の數段の工程を要するものであるが、初期に於ては之等全工程の間に職業的分化はなく、製造業者によりて一貫的に行はれたやうである。有田の陶祖と云はれる李三平の如きは其子弟及徒弟の總數三四十人もゐて、或は礦石鑿採に従事し、或は製陶を爲してゐたと云はれる。⁹⁾ 然るに何時の頃よりか之等の主要工程は職業的に分化するに至り、原石採掘・水春はそれ／＼一個の職業として獨立し、¹⁰⁾ 素地の製作以下は製造業者の職場に於て行はれることになつた。更に尙ほ上繪付の法が發

7) 西遊雜記、一七五頁(近世社會經濟叢書)。
 8) 小野武夫、舊佐賀藩の均田制度、八九頁、一一七頁。
 9) 陶器沿革史、四丁。
 10) 陶器集談會記事、三四頁。

明されるに及んでは、この製造業も亦窯燒本業（本窯）と金績工（上繪付業者）とに分れ、本窯業者は素地の製作より染付燒成までの工程を擔當し、錦手のものは必ず金績工の手に渡ることとなり、兩業は各株仲間を組織し、相兼ねるを得ざることとなつた。この本窯業者と金績工との分化の行はれたのは、寛文十二年以降のことであり、¹¹⁾それより金績工は別に一地區を劃して居住することとなつた。之を赤繪町と云ふ。

製陶業中で最も主要なるものは云ふまでもなく本窯業であるが、この本窯業は如何なる規模と組織の下で生産を行つてゐたか。「鍋島直正公傳」¹²⁾によれば、本窯業者（窯燒）には大略上・中・下の三等級があつて、上等の分は多數の職人を抱へ、中等の分も二三の家工を有し、下等の分は時に應じて職人を雇入るゝを常とした。而して此等の職人には細工人と畫工との別があり、その本窯業者に對する關係は恰も主従若くは組親組子の如き關係であつたと云ふ。併しこの製造家對職人の關係が所謂典型的手工業の段階に於ける親方・職人・徒弟

と云が如き、關係にあつたかどうか。之は俄かに斷定し得ざる問題であるが、明治十八年に開かれた繭絲織物陶漆器共進會の陶器集談會の席上に於て、佐賀縣代表手塚五平は有田の事情について次の如く述べてゐる。『我が有田の職工は傭者以前よりの習慣にて一ヶ年限りなり、凡て幼年子弟小學に入り卒業の上は男女共其父兄たるもの命して細工見習・繪付見習等に出すなり、然れ共仕着せなく食事のみにて見習をなし、三五年を経て一と通りの賃錢を得る場合に至り、初めて一ヶ年の約定を爲すなり。』云々と。¹³⁾之に依れば職人は既に賃労働者化してゐると見ねばならない。この習慣が何時頃より發生したかは、固より今明かにするを得ないが、明治維新を去ること遠からざる當時に於て既に早く此の如き關係にあつたとすれば、少くとも幕末には其萌芽は存してゐたと見てよからう。

次に製造業者と商人との關係を見るに、有田及伊萬里商人の資本が投下されてゐたことは明かである。即ち鍋島直正公傳¹⁴⁾には「之（製造業者―筆者註）に附帶して

11) 新研究、一七五頁。
 12) の編、三二二頁。
 13) 新編、三二二頁。
 14) 肥前陶業、第一編、三二二頁。

三、公會傳、
 經直談正公傳、
 宅島集直正公傳、
 大鍋陶器島

商人あり、窯燒が工を起す毎に資本を投下し、窯揚げに立會ひ、其成工の品を賣捌くものにて、該地に商店を開いて住し、窯燒の家に比すれば資格劣れども、起工に方りては必ず窯燒は其一二者と相結託せざるべからず（中略）、よつて商人は其利益に潤ひ、自ら其中に資本家の多きを致す。』とあり、尙ほ伊萬里商人との關係については、明治元年に伊萬里商社が設立された理由として、伊萬里商人が有田窯燒に對して資金を前貸してゐた關係上、製品價格を値切る弊風があつたので之を防止せんがためだとされてゐるに徴しても明かである。¹⁵⁾

紋上の本窯業者と職人との關係及び本窯業者と商人との關係の二點より推して考ふれば、有田陶業の組織は、少くとも幕末期に於ては、最早純然たる手工業の段階に止るものではなく、既に問屋制的家内工業の段階にまで進んでゐたことは明かだが、更に窯燒業者中の主要なる者の間には或はマニユファクチュアの形態をも採つたものも存してゐたのではないかと考へられる。前記の「鍋島直正公傳」などにも、只上級の窯燒は

多數の職人を抱へてゐたと記すのみにて、正確な使用人數を記した資料には接し得ないから、此方面よりして推定を下すことは不可能であるが、問屋制家内工業の本質が、商人によつて製造業者が市場から引離されてゐた點に在るとするならば、當時製造業者であると共に商人をも兼ねてゐた者の存在は、マニユファクチュアの推定に對する一資料を提供するものと云ふことが出來よう。即ち天保年間長崎に於ける貿易株を許されてゐた有田の豪商久富與次兵衛は同時に製陶業者であり、¹⁶⁾ 文政三年朝鮮向輸出の獨占權を與へられてゐた北島源吾は赤繪屋（金續工）であつた。¹⁷⁾ のみならず、製造業者の職場内に於ては、細工人・畫工の區別があり、其他の工程に於ても可成りの分勞が行はれしものゝ如く、更に幕末に至つては本窯業者と金續工とを株によつて峻別し、兩者相兼ねる能はざる從來の組織を打破して自由經營の許可を得んとする要求、即ち生産の諸工程を一貫的に同一職場内に於て統一し得る經營形態に對する要求が擡頭して來たことなどを考へ合せる¹⁸⁾

15) 寺内信一、有田皿山雜記。
 16) 陶器沿革史、八丁、陶器小誌、五一頁。
 17) 大宅經三、肥前陶窯の新研究、一七五頁。

と、マニユファクチュアの存在に對する推斷は稍々確實性を帯び得るかと思ふ。

□、販賣狀態 初期に於ては消費者直接の注文による所謂注文生産が主として行はれたものと思はれるが大名或は朝廷と云ふが如き特殊階級の使用物については、後期に入つても依然として注文生産によつてゐた。酒井田柿右衛門家に遺る諸大名の注文書には各藩の抱繪師の描ける詳密な圖案まで付してあると云ふ。¹⁹⁾

然るに其他のものについては次第に商人相手の生産が行はれるに至つたが、而も尙ほ今日の意味に於ける市場生産とは云ひ難く、問屋の資本によつて牽制された若くは前貸制度の行はれた、所謂問屋制的家内工業であつたことは、前段に於て詳述した通りである。而してこの有田製陶業者の製品を賣捌く問屋は多く伊萬里にあつた。伊萬里は有田を去る三里の海濱にある小都市で、有田の陶業の發達に伴つて勃興した町である。

有田の陶器の大部分は一旦此地の問屋の手に渡り、それよりして海路各地に廻漕されたものである。有田焼を一般に伊萬里焼と呼ぶのは、其販賣が伊萬里商人の手を介して行はれたるに由るもので、伊萬里に陶器が

産したわけではない。此の如く伊萬里商人の手によつて賣捌かるゝ有田焼が、全國的な商品化したのは何時頃よりであるか。正確にその年代を明かにすることは勿論出来ないが、前に掲げた「西遊雜記」の記事によるも、天明三年當時既に日本中は云ふに及ばず、支那までも輸出してゐた事情が窺はれ、また大阪市史²⁰⁾によれば、寛政年間に有田焼が大阪の瀬戸物商人に賣捌かれ、肥前焼であつたことが知られる。されば當時有田焼が全國に販路を有したことは疑ひないところである。併し陶器沿革史には、²¹⁾既に早く寛文中江戸に伊萬里屋五郎兵衛なるものがあり、有田の陶器を販賣してゐた由見えてゐるから、有田陶器の進出は可成り早期に之を求め得べく、少くとも徳川中期以後は全國的な商品化してゐたものと見て差支へあるまい。

而して之等の有田焼は既述の如く伊萬里商人を介して大阪に送り、大阪商人の手を経て、江戸其他全國各地に賣捌かるゝのが常態であつたが、寛政年間よりして佐賀藩の藏物として、大阪の藏家敷に於て入札販賣に付するの法が開けた。併し文化年中に至るまでは未だ

19) 肥前磁器の創業期。鹽田力藏、大阪市史、第二、六五、六六頁、第五、六六一頁。

20) 大阪市史、第二、六五、六六頁、第五、六六一頁。

21) 陶器沿革史、六丁。

藩の專賣と云ふ程のこともなく、商人より商人への直接販賣も許されてゐたのであるが、文化以後は之を禁じ一種の專賣仕法によることゝなつた。²²⁾ 之を佐賀では「大阪仕込」と稱してゐた。「大阪仕込」の法は、製陶業者が見本品を添えて其買取方を代官所に願出づれば、藩は通常總價額の八割を支拂つて其製品を引取り、之を大阪の藏屋敷に送つて、同所で入札競賣に付するのである。藩は製陶業者に對して支拂ふ場合は藩札にて支拂ひ、大阪にて商人より受取る場合は金銀にて受取るのが例であつたから、商業利潤を問題外に於ても、藩の利益は莫大なるものがあつたに違ひない。併し此法は前述の如く、有田産出の全製品に向つて其買上を強要したのではなく、只希望者に限つて之を買取つたのであるから、完全の意味の專賣では勿論ない。併し天保十三年の「諸色取締方之儀に付奉伺候書付」²⁴⁾にもある如く、佐賀藩では大阪商人に對し、藏物以外の引請拒絶方を要求したので、大阪商人も「權柄に恐、其後は肥前焼に限、商人荷物相廻候而も引受不申候」²⁵⁾有様であつたと云ふから、堀江氏の所謂領外移出の獨占であつたに相違ない。この大阪仕込の法は天保十三年の幕府の禁遏政策によつて公然たる仕法繼續は許されざるこ

とゝなつたが、而も内々には文久頃までは行はれてゐたやうである。併し、恰もこの「大阪仕込」法の不振に陥つた頃よりして、有田焼の販路が海外に展開するに至つたことは注目し價する。

有田焼の海外輸出は夙に正保及明曆年中に行はれしことが見え、其後も密貿易等によつて幾分行はれてゐたやうであり、更に安永頃よりは朝鮮輸出も初められたのであるが、併し眞にその活況を呈するに至つたのは幕末に入つてからである。即ち天保十三年の頃より有田の豪商久富家が藩主より長崎に於ける貿易株を許され、其販賣權を獨占してゐたが、安政以來は田代紋左衛門が其株を譲り受け、折からの開港の影響を受けて盛んに有田焼の輸出に努力した。²⁶⁾ 其後貿易株は十株に増加され愈々有田焼の輸出は旺盛に赴いたが、更に文久・元治の交に至つては、藩營の佐賀商會なるものが長崎に設立されることゝなり、遂には上海支店の設立をさへ見るに至つた。佐賀商會の目的は藩内各種の物産を海外に輸出するにあつたので、獨り有田焼に限れるものではなかつた。併し貿易品中最も主要なものは勿論有田の陶磁器であつた。されば上海支店の販賣主

22) 大阪市史、第五、六六一、六六二頁。
 23) 寺内信一、有田皿山雜記。
 24) 陶器沿革史、四丁、七丁。
 25) 寺内信一、有田皿山雜記。
 26) 寺内信一、肥前陶窯の新研究、上、一七五頁。
 27) 寺内信一、有田皿山雜記。

任は前記田代紋左衛門の推薦により有田の製陶家手塚吾平が之に當ることになつた次第である。上海支店は着々と業績を挙げ、有田焼の宣傳販賣の上に於ても愈々見るべきものあらんとしたが、惜しいかな、間もなく版籍奉還が行はれ、次いで廢藩置縣となり、從つて閉鎖の己むなきに立至つた。併し上海支店の經營は田代紋左衛門が引受け、田代商會の名を以つて相當の成績を挙げたと傳へられてゐる。³¹⁾

三、結 言

以上甚だ粗雑ながら幕末に至るまでの有田陶業の發達を跡づけた。之によつても窺ひ得るやうに、初期に於ては有田の陶業は一般に所謂手工業の段階にあり、獨立の製陶業者が顧客の注文を俟つて生産を行ひしものと思はれるが、需要範圍の擴大するにつれて次第に商人の介在を必要とし、また商人の仲介によつて漸次全國的な商品化するに至つた。かくて製陶業者の商人に對する依存の程度は漸次高まり、遂にはその商人よりして資金の前貸を受けるに至り、所謂問屋制的家内工業にまで轉化することゝなつたのである。この問屋制的家内工業が幕末當時に於ける有田陶業の一般的な

經營形態であつたと思はれるが、更にこの中の或ものは、問屋自身が生産過程に乗出すことにより、或は製陶業者が販賣過程に進出することにより、所謂マニユファクチュアの形態を採つたものも存在したであらうと推想されることは、既述の通りである。これ迄は一般工業史の公式通りの發展であるが、茲に問題となるのは、藩の販賣過程に對する進出である。

佐賀藩が有田焼を藏物に引直したのは既に寛政年間であり、文化以後に至つては完全に大阪市場を獨占してしまつた。其結果有田・伊萬里の商人は己むなく大阪への送荷を斷念し、江戸其他への直送を開始したとは云へ、³²⁾既に全國貨物集散の中心市場である大阪への輸送が杜絶した以上、その打撃の大なるは云ふまでもない。この事實に對して藩は如何なる對策を講じたか、またこの事實が有田陶業の經營の上に、即ち從來の問屋制的家内工業の形態の上に如何に響いたか、之は頗る重大な問題であり、筆者が今手元に有する資料を以つてしては到底その解決は與へらるべくもない。只問題の所在を記して後日の討究に譲り度い。

31) 大宅經三、肥前陶窯の新研究、上、一八〇頁。
32) 諸色取締方之儀に付奉候書付(大阪市史、第五、六六二頁)。